

生徒心得

1 基本的生活心得

- 1 日頃から学習に励み、積極的に部活動や学校行事等に参加して充実した日々を送るように努める。
- 2 正しい判断ができ、理性的行動のできる自己を確立する。
- 3 いかなる困難や苦痛にも負けない強い意志と体力を確立する。
- 4 気力と実践力に富み、視野が広く思慮深い、心の豊かな人間形成を目標とする。

2 学 業

- 1 始業時刻は原則として午前8時50分とする。
- 2 生徒は始業5分前までの登校を心がけ、遅刻しない。
- 3 正当な理由なく欠席、欠課、遅刻、早退をしてはならない。
- 4 授業中は学習に専念し、不謹慎な態度ならびに友人に迷惑のかかるような言動をしてはならない。
- 5 授業中の教室の出入は教師の許可を得なくてはならない。
- 6 始業より終業までの間、無断外出をしない。やむを得ない場合は、担任に申し出て許可を受ける。
- 7 下校時刻は原則として午後5時とする。部活動として在校する時刻は別に定める。

3 校 内 生 活

- 1 来客、職員、友人等に対し、明るい態度と言葉で挨拶、または会釈をする。
- 2 生徒間の交際は相互の人格を尊重し、粗暴・野卑な言動を慎む。
- 3 職員室、事務室に入室するときは礼儀正しく、誰もいない時には入室してはならない。
- 4 校内は常に清潔にし、環境の美化、整備に努める。
- 5 毎日放課後、教室及び分担区域の清掃を徹底する。
- 6 学校の建物、器具、その他の公共物は丁寧に扱う。もし誤って破損した場合は、管理担当教師に届け出て、指示を受ける。
- 7 身分証明書を紛失した場合は、直ちに届け出て再交付の手続きをする。

4 校 外 生 活

- 1 本校生徒としての誇りと責任を堅持し、良識に基づいて行動する。
- 2 風紀上好ましくない場所には立ち入らない。
- 3 飲酒、喫煙、薬物等の吸引及びそれ等の物品の所持・使用は禁止する。
- 4 男女交際は明るく、清く、相互の人格を尊び、知性と良識に裏付けられたものであること。特に時間と場所をわきまえたものであること。
- 5 外出については行き先と帰宅時間を保護者に告げ、無断外泊はしない。
- 6 夜間外出は極力しない。なお、愛知県保護育成条例により、午後11時以後の夜間外出は絶対にしない。

5 登 下 校

制服を正しく着用し、登校する。

- 1 身分証明書を常に携帯する。
- 2 バス・電車等に乗車するときは、公共のマナーを守る。
- 3 下校時刻より遅れて帰宅する場合は、家庭へ必ず連絡する。
- 4 送迎は校門までとする。原則、家族以外の車には乗車しない。

6 願・届および連絡

次の場合には担任へ願・届・連絡をする。

- 1 欠席、欠課、遅刻、早退、忌引をする場合は保護者が学校（担任）に連絡する。
- 2 父母近親者の喪にあったときは、H R担任へ連絡する。

忌引は次の期間とする。

- (1) 父母の死亡した場合はその日から7日以内
- (2) 祖父母、兄弟の死亡した場合3日以内
- (3) 曾祖父母、伯叔父母の死亡した場合1日
- (4) 父母の年忌、法要 1日

- 3 本人又は家族が感染症に罹ったときは速やかに届け出る。法定又は学校感染症の場合は出校を停止する。
- 4 宿泊を伴う旅行を計画し、学生割引証が必要な場合は、旅行届及び学生割引証交付願に所定事項を記入し、届け出る。
- 5 次の場合は必ず教員を通じて生徒指導部に願い出て許可を得る。
 - (1) 集会
 - (2) 新聞、雑誌等の出版
 - (3) 校内掲示、ビラの配布
 - (4) 規定以外の金品を集める場合
 - (5) 規定以外の校舎、校地の利用
 - (6) 校外団体に加入、または集会行事に参加する場合
- 7 災害その他一身上の異常、家庭の事故等の場合は、速やかに担任に連絡する。
- 8 街頭で補導（交通違反、非行行為）を受けた場合は、速やかに担任に報告する。

7 服装頭髪等

身だしなみは規律ある学校生活における基本的な問題であることをよく理解し、質素、清潔、端正であるよう努める。外相、疾病により、やむを得ず規定と異なる服装をしなければならないときは、担任に申し出て許可を得る。

1 制 服

(A タイプ)

- ① 本校指定の濃グリーンブレザー、グレースラックス、白ボタンダウンシャツ、ネクタイとする。
- ② ベストは本校指定のものを着用する（指定セーター、オプション）。
- ③ 夏季は本校指定の半袖ボタンダウンシャツを着用する。

(B タイプ)

- ① 本校指定の濃グリーンブレザー、グレースカートまたはグレースラックス、白角襟ブラウス、リボンとする。
- ② ベストは本校指定のものを着用する（指定セーター、オプション）。
- ③ 夏季は本校指定の半袖ブラウスを着用する。

2 制服更衣移行期間は原則として設定しない。気温や体調に応じて、各自で判断して着用する。

3 体育時の服装

冬季・夏季ともに指定の上下衣を着用し、運動靴はトレーニング用のものを用いる。

4 履 物

上靴は学校指定のものを使用する。通学用の靴は華美でない運動靴又は革靴とし、スリッパ、サンダル、ブーツ等は禁止する。革靴の場合は、黒もしくは茶色のものとする。

5 防寒着

防寒着の着用のルール、期間は別途指示する。

6 頭髪は清潔であり、さわやかな髪型とする。特異な加工はしない。

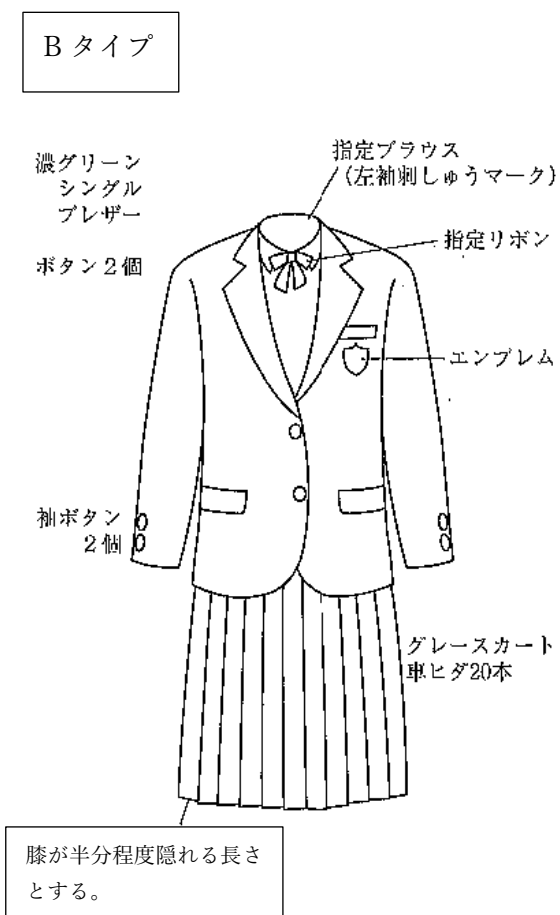
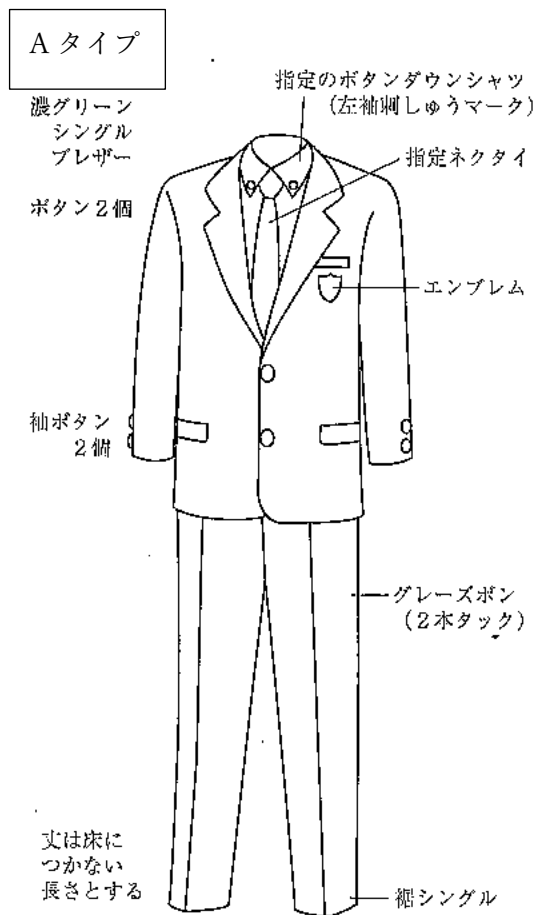
- (1) 前髪は目にかからず、眉毛が隠れないようにする。
- (2) パーマ・カール・そり込み・染色・脱色・ヘアマニキュア等は禁止する。
- (3) 男子は、後髪はシャツのえりが見える範囲までとする。側頭部は耳にかからないようにする。

7 靴下は、白・紺・濃紺・黒・灰色とし、無地もしくはワンポイントのものとする。網目のものや飾りのついたものは認めない。ストッキングやタイツは無地の肌色もしくは黒とする。

8 化粧はしない。

9 指輪、ピアスその他ブレスレット等の装飾品はしない。

10 服装等の規定に反している場合は、その物品等を一時学校預かりとし、指導後に返却する。



*B タイプについては、夏用スラックス、冬用スラックスも着用可とする。

*A,B タイプにかかわらず、ネクタイ・リボンともに着用可とする。

8 所持品

- 1 学習に必要でないもの及び禁止されている物品を所持しない。禁止物品は一時学校預かりとし、指導後返却する。
- 2 所持品には記名する。また、大切に扱う。
- 3 必要以上の現金をもたない。学校への納入金は登校後 ST 前に速やかに事務室へ納入する。事情により多額の現金を持参する場合は、H R 担任に保管を依頼する。
- 4 体育、部活動等のときには、貴重品は貴重品袋に入れ、クラス・部ごとにまとめて保管するなど、盗難防止に努める。
- 5 紛失物又は拾得物は速やかに生徒指導部に届け出る。
- 6 貴重品の紛失、拾得、あるいは盗難などにあつたときは、ただちに教員に届け出る。
- 7 携帯電話・スマートフォン、スマートウォッチ、タブレット等電子機器の取り扱いには十分注意し、朝の ST から帰りの ST 終了まで許可なく使用しない。

9 長期休業中アルバイト

アルバイトは、学校として原則許可していない。しかし、長期休業中のアルバイトに関しては、事前に保護者、担任、部顧問とよく相談の上、「アルバイト説明会」に出席し、指導と助言を受け所定の用紙をもって届け出る。ただし、次の場合は許可しない。

- ① 学期末の成績において成績不振科目がある場合
- ② 部活動、学校行事、学習指導等の支障がある場合
- ③ アルバイト「許可願」・「求人票」を提出していない場合
- ④ アルバイト期間が、長期休業期間の半分以上を越す場合
- ⑤ 業務内容が夜間勤務、有害危険な業務、風紀上問題となる業務の場合

交通に関する心得

1 自転車通学規則

- 1 自転車通学は特に区域を限定せず通学を許可する。
- 2 自転車通学は、保護者の許可及び学校の許可後乗車する。
- 3 自転車損害賠償責任保険に加入している。
- 4 自転車通学者はヘルメットを着用するように努める。
- 5 自転車通学許可者は許可証（ステッカー）を購入し、見やすいところに必ず貼る。
- 6 整備された自転車で、常に安全運転で通学する。
- 7 雨の日はカッパを着用すること。傘さし運転は禁止する。
- 8 自転車運転時のイヤホンの使用やスマートフォン等の使用は禁止する。

2 原付通学許可条件について

別途指示・説明する。

3 その他の心得

- 1 交通規則を守り、互いに交通事故防止に積極的に努める。特に歩行者の3列以上の通行、自転車の2列通行、2人乗り、無灯などの不正乗車はしない。
- 2 自動車学校への入校及び普通車運転免許取得は学校を通じて行う。運転免許証の取得は卒業証書授与式以後とする。
- 3 交通事故時の注意事項
事故が発生した場合には、家庭及び学校に速やかに連絡する。
(1) 傷害の重、軽度にかかわらず、病院で診察を受け家庭及び学校に連絡すること。
(2) 被害、加害のいずれの場合も、相手の氏名、住所、電話、車種、色、運転免許証等の確認をしておくこと。

校則改訂または廃止の手続き

- (1) 生徒会役員は、生徒議会を通じて意見を集約し、校則の改訂または廃止を求めることができる。
- (2) 前項の規定に基づいて求めがあったとき、または校則の見直しが必要になった時は、生徒指導部が原案を作成し、運営委員会、職員会議において内容を議論し、改訂案を作成する。
- (3) 校長は、運営委員会等での議論を踏まえ、校則の改訂または廃止について決定する。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者等に説明するものとする。

令和7年4月 改訂